

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
5	令和7年7月23日	令和7年9月19日	JPEA代行申請センターの対応が遅すぎるので改善を求める。	太陽光発電設備についての諸手続きの申請窓口である、再生可能エネルギー電子申請を行っているが、審査に時間がかかりすぎる。太陽光発電設備設置者に相続が発生し、令和7年1月下旬に申請をしたところ、これに不備があるとして補正連絡があったのが、3月末と実に2か月の期間を要した。 一方、この補正連絡には、2週間以内に対応しなければ取下げたものと同じ扱いの一文も添えられている。その補正期間については妥当であると思う一方、審査期間が異常な長さである。担当部署からは、申請が多いと聞いたが、それであるならば、早くできるように人員を増やすなどの対応をするべきである。 JPEA代行申請センターは委託を受けた会社であるが、ここが対応できないのであれば、資源エネルギー庁は委託会社を変えるべきである。	太陽光発電設備についての手続きの申請窓口である、再生可能エネルギー電子申請を行っているが、審査に時間がかかりすぎる。太陽光発電設備設置者に相続が発生し、令和7年1月下旬に申請をしたところ、これに不備があるとして補正連絡があったのが、3月末と実に2か月の期間を要した。 一方、この補正連絡には、2週間以内に対応しなければ取下げたものと同じ扱いの一文も添えられている。その補正期間については妥当であると思う一方、審査期間が異常な長さである。担当部署からは、申請が多いと聞いたが、それであるならば、早くできるように人員を増やすなどの対応をするべきである。 JPEA代行申請センターは委託を受けた会社であるが、ここが対応できないのであれば、資源エネルギー庁として、委託会社を変える責任がある。	個人	経済産業省	太陽光発電設備の場合、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づき(再生可能エネルギー発電事業計画の認定の標準処理期間は3ヶ月です。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	検討に着手	太陽光発電設備の場合、再エネ特措法に定める認定基準に基づき、事業者の方から提出される多くの申請書類を義務に審査する観点から、慎重な確認作業を行っており、この確認作業に要する時間を鑑み認定までの標準処理期間を3ヶ月と設定しております。このため標準処理期間自体の短縮は難しく、ご要望にありますが2週間を目途とした審査については実現が困難ではありますが、JPEA代行申請センターにおいては、繁忙期の人員強化等審査の円滑化を図るための工夫を既にやっているところです。引き続き審査のより一層の円滑化の観点から、どのような対応・工夫が検討されてまいります。	
6	令和7年7月23日	令和7年8月25日	再生可能エネルギー電子申請に不備がある場合の理由の開示について	再生可能エネルギー電子申請に不備がある場合、その補正連絡について、その補正の理由について詳細に開示するべきである。	再生可能エネルギー電子申請に不備がある場合、その補正連絡は、必要となっているので、提出してくださいとのメール連絡が来ているので、その理由を尋ねたところ、資源エネルギー庁が定めたものがそうなので、なぜその補正が必要なのかわからないと書かれた回答があった。一方、資源エネルギー庁に確認をしたところ、JPEA代行申請センターにおいて判断されたものの発言もあった。 再生可能エネルギー電子申請は資源エネルギー庁が管轄であるところ、行政処分であれば、その理由は開示されなければならない。補正連絡もこれに従わなければ取下げたものみなされる以上、行政処分である。よって、補正理由についても詳細に開示されるべきである。	個人	経済産業省	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき(再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請において、申請内容に不備があった際には審査当局より不備理由や必要書類について事業者の方へ連絡することとしており、また資源エネルギー庁の各種公表資料においても必要書類の詳細をお示しております。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	現行制度下で対応可能	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき(再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請において申請内容に不備があった際には、現在も不備理由や必要書類等について審査当局よりお伝えしているところでございますが、ご指摘を踏まえ、JPEA代行申請センターには丁寧なご案内に努めるよう改めて伝達します。また資源エネルギー庁より公表しております申請様式の記載要領等の各種公表資料も併せてお役立てください。	
7	令和7年7月23日	令和7年10月21日	マイナ保険証に限度額情報を必ず付記する	保険証利用登録を行ったマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用すると、受付時の同意なく、限度額が適用され、限度額適用認定証等の事前申請の手続きは不要とされている。しかし、国民健康保険で保険料の未納がある場合は、限度額の適用情報を付記しない自治体があり、患者や医療機関に支障が生じている。これを解消するために、マイナ保険証に限度額情報を必ず付記することを検討されたい。	医療機関や薬局の窓口で支払う額を上限額にするために、従来は、事前に「限度額適用認定証」の申請が必要でしたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、限度額適用認定情報が付記される。 保険証利用登録を行ったマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用すると、受付時の同意なく、限度額が適用され、限度額適用認定証等の事前申請の手続きは不要とされている。 しかし、国民健康保険で保険料の未納がある場合は、限度額の適用情報を付記しない自治体があり、患者や医療機関に支障が生じている。これを解消するために、マイナ保険証に限度額情報を必ず付記することを検討されたい。	個人	厚生労働省	70歳未満の被保険者について、災害その他の特別な事情なく国民健康保険料(税)を滞納している場合には、保険者と滞納世帯主等との接触機会の確保の観点から、オンライン資格確認の期に限度額適用認定に関する情報(所得区分)を表示しないこととしています。	国民健康保険法施行規則第二十七条の十四	対応不可	制度の概要欄に記載の取扱い、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する以前の取扱い(災害その他の特別な事情なく国民健康保険料(税)を滞納している場合には限度額適用認定証を発行しない)と同様であり、保険者と滞納世帯主等との接触機会の確保の観点から、このような取扱いは今後も必要と考えていることから、ご提案のような取扱いとすることは困難です。	
8	令和7年7月23日	令和7年8月25日	車検証の車体番号取り扱いの改善	車体番号のハイフンが抜けている車検証の取り扱いを周知し、車検証訂正に応じる。	国産車の車体番号は型式と連番数字をハイフンで繋ぐと決められている。しかし、古い車の車検証にはハイフンが書かれていない場合がある。これは、かつて運輸省が改良車であることを示すためにハイフンを抜いたためである。もちろん車庫に刻印された車体番号にはハイフンが含まれている。すなわち、車検証と車両の車体番号が異なる状態である。このことについて、国土交通省の登録事務所に尋ねたが、「問題ない」の一点張りであり誤認となる発文を示されず、訂正にも応じなかった。ハイフンの有無が問題で、保険加入のみならず、国土交通省全てのOSS申請でさえエラーが起きる状態である。扱いを明記した文書を公表し、希望者の車検証を訂正すべきである。	個人	国土交通省	平成15年12月末日までは型式指定自動車から改造等を行った自動車になった際に、車台番号のハイフンが記載されていた車両のハイフンの記載がなくなるといったシステム仕様が存在しておりました。平成16年1月からはハイフンの記載がなくなる仕様は無くなっております。	なし	対応	過去のシステムの仕様により、自動車検査証に記載された車台番号からハイフンが削除されたものにあつては、車両の車台番号にハイフンが打刻されていることを確認し、訂正の求めに応じよう各運輸支局や自動車検査登録事務所等に周知いたします。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
9	令和7年7月23日	令和7年6月25日	サイトの案内通りに手続きすると、手続きに失敗する【自動車保有関係手続きのワンストップサービス】	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)は、サイトの案内通りに進めても手続きが完了せず、混乱や手取りが多発しています。主な原因は、手続き上大切な事項が伝わらない点にある。利用者・行政双方が混乱している現状を踏まえ、サービスの一時停止を緊急に実施すべきです。改訂して取り戻していただく。改善提案の具体的な内容は、主語を目的語が理系と整合するようにする。重要事項の結論ファースト化、他の優良サービス(例: ねんきんネット)に学ぶようにする。自ら操作テストを行うことなどで、基本的な業務姿勢を徹底していただく。	【提案実現時の効果】ユーザー及び行政機関の双方の混乱が解消する。【提案者の立場】私はソフトウェアエンジニアとして、開発・運用・保守に携わっており、行政の効率化やマイナンバーカードの利用促進に賛同する立場です。【事実】自動車保有関係手続きをOSSで申請したところ、必要アクションの説明がなく、手続きが滞っていたことも通知されなかった。結果、手続きの有効期限が切れ、再申請を強いられた。【事実列挙】住民票コードの窓口での取得が必要になる場合の説明がなく、手続きの状況照会では登録がまだ確認申請中と出るが実際には私が登録通知を届出する必要があるため、入力終了後に「申請完了」と出るが実際には完了してはならない。サイトトップには「連絡網で持っている手続きをインターネットで自宅でも実施できるようにした便利なシステムです」と銘打っているがそうなる場合の方がレアケースである。本システムの改善目的が顧客(現職者)と我々(現職者)が互いに同じ目標を達成し、お互いに満足できる状態を構築することである。重要事項の結論ファースト化、他の優良サービス(OSS)だとミスが多いので窓口に来ていただくというように「手続き有効期限が切れてもメールの通知がなく期限超過後は状況照会のログインもできなくなる私の身振、意見」上の品質でサービスを提供するのは不適切です。サイトの案内通りに操作しても、基本的な手続きから「おまかせ」ソフトウェア開発の専門知識以前に、運営側が自らサービスを使って確認するなど、最低限の確認作業を行っていないのではないかと疑われます。紙や窓口を前提とした制度が残るのとは仕方ないとしても、せめてユーザーが誤解せず行動できるように、適切な案内を行ってほしい。	個人	国土交通省	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)において、住所変更に伴う変更登録の申請を行ったあと、各審査で申請内容の訂正が必要になった際には補正を行っていただきますが、その場合は状況照会画面に補正の通知が表示されるほか、申請時に登録(任意)していたメールアドレスにも同様の通知をしております。具体的な補正の内容及び期限日は、状況照会画面より確認いただけますが、画面では、申請者の申請状況の詳細(現在のステップにおける操作すべき対応者(申請者、運輸支局等職員等)及び、操作すべきアクションの判断を可能とする情報)も確認いただけます。また、変更登録を行う際の申請の情報がどのようにして、OSSホームページの画面表示や操作画面で表示されているのか、今後とも利用者の皆様からのご意見を踏まえながら、さらなるサービスの向上に努めてまいります。	なし	検討を予定	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)においては、ポータルサイトの画面表示や操作画面での利便性向上に向けた取組が重要であると認識しております。これまで、利用者の皆様のご意見を基に、OSSポータルサイトの申請画面の表現を分かりやすく改善することや、電子申請の0ステップを積み重ねることで申請に必要な情報の自動転記を可能とする改善などを行ってまいりましたが、今後とも利用者の皆様からのご意見を踏まえながら、さらなるサービスの向上に努めてまいります。	
11	令和7年8月26日	令和7年9月19日	e-Gov法令検索と日本法令索引における相互参照強化及び法令の効力の認識合わせ等の実施について	現在、e-Gov法令検索から日本法令索引へのリンクは、法令改正履歴から平成27年以前の改正履歴を参照するが、何らかのページ遷移を要し不便であることから、「法令詳細」にも記載するようにしていただきたい。日本法令索引の索引情報は改正履歴のみならず、右情報等のリンクも含むことから、e-Gov法令検索との連携強化は法令の改正経緯をたどる上で有意義である。	e-Gov法令検索においては、縦割り110番でも大変重要と提案がなされていた告示の掲載等の検討が進み、UIも改善が著しく、国民・事業者の法令理解促進にしている。この点についてはデジタル庁や法務省司法法制部をはじめとする各機関の努力に敬意を表したい。しかし、国会図書館法に基づき法令の索引に係るデータベース・レジストリである日本法令索引との連携が不十分であり、改善を求めたい。その具体的な改善案が次のとおりである。これらの取り組みにより、e-Gov法令検索と日本法令索引を合わせた、日本国民に対して提供するベース・レジストリの機能と存在価値はより一層高まることになると思料。実質的にはいずれも法令等に基づく行政機能であるにもかかわらず、所属の異なる両国で異なるような業務の運用に分離してデータベース・レジストリとしての完全性が害されることがあれば国家・国民の損失であり、是非ご検討願う。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索において、日本法令索引のホームページに遷移するリンクは、現状、「法令詳細」の欄ではなく、「法改正履歴」の欄に掲載しています。	なし	検討を予定	日本法令索引へのリンクは、e-Gov法令検索に登録していない沿革情報を参照いただくために、「法改正履歴」の欄に掲載することがなしのものと整理し、現行のレイアウトを採用しております。今回御提案いただいた日本法令索引へのリンクの在り方については、データ整備の運用上の課題や費用等も踏まえながら、今後、e-Gov法令検索全体のUIを検討する中で、引き続き検討させていただきます。	
12	令和7年8月26日	令和7年9月19日	2500621ZZ25/2(4)遺言書保管申請でPDFを事前に送信して手続きを効率化する	不動産登記のオンライン申請では登記原因証明情報をPDFとして送信することにより、登記申請時点での原因事実の発生を証明しなければならない。各登記簿は、オンラインで送信されたPDFと、添付書類として提出された登記原因証明情報との同一性を審査する。この同一性確認作業が登記官にとっての過重負担であればこの手続は成り立たないから、PDFを事前に送信するだけでは、登記簿でも利用できるはずである。たとえば、遺言書保管制度において、提出される遺言書のPDFファイルをも事前に法務局に送信し、法務局が面談前に事前審査を行う手続を導入すれば、面談前に、法務局担当者は館舎のよい時間に事前確認ができ事務一	一般理を効率化できる。複数数を確認することにより、間違いを減らすこともできるだろう。また、PDFを確認した時点で不備が発見されれば、担当者が遺言者にメールで指摘すれば面談前に修正できるから、再面談の必要がなくなると、法務局と遺言者の双方の時間を短縮できる。この方法はわざわざコストを掛けないで、法務局のオンライン予約サイトに添付ファイルとして、保管すべき遺言書のPDFを送信すればよい。送信されたPDFと提出された遺言書との同一性の確認はR3規制改革652、R4規制改革48、R5規制改革97の各提案で指摘した、画像の同一性をチェックするフォトリソグラフィ技術を用いて、デジタルで公開されている、大抵コストは掛からないはず。副次的に、担当者のやり取りも容易くなって、働き方改革にもなるだろう。そもそも、対面で予備知識なしに書類を確認して、正確に内容を確認できると思っている制度設計が徹底である。宿題で「検閲する」「遺言書について遺言書保管官による全国一律の基準によることが確保される。その結果、民法第968条に定める方式への適合性の確認が受けられないことになる。[R3行政改革227]報告」と言うらしいが、法務局が「民法第968条に定める方式への適合性」を見過し、遺言が無効になった場合に国家賠償するのだろうか。責任を負うつもりもないのに、出たところ負担な手続で役所の仕事を増やそうとする。その考え方を改めるべきである。遺言書の下書きを自動生成するサービスも、ついでに始めてはどうか？	商業登記センター	法務省	御提案の遺言書のPDFファイルを事前に法務局に送信し、事前審査を行う取組については、令和7年3月から東京法務局本局において実施済みです。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、現在東京法務局本局で実施している取組については、実施状況も踏まえつつ、対象法務局の拡大を検討する予定です。	
13	令和7年8月26日	令和7年9月19日	検疫について、法令、制度、実施される措置などについて広報周知活動を行う	海外から入国する旅客に対する規制について、税関、出入国管理、動物検疫所、検疫官等については検疫官の統一した説明がなされている。法律、制度については、空港などで行われている業務について説明がなされている。全国にある存在する検疫所の個別ホームページは存在し、検疫というものが何を意味しているのか、検疫官の役割や検疫官の役割、海外からの旅客に対する検疫はどのようなものであり、検疫で呼び止られた場合、どのような措置があるのか、適用法令など詳細が示されていない。また、国境が不利な扱いを受けた際の不服申し立て制度などの有無について、十分説明がないのではないか。インターネット検索を行うと、forthというホームページがあり、海外へ渡航する旅客への情報提供や注意喚起を行っている。しかし、当該ホームページでも空港で実施している検疫について、法令適用の詳細、制度、行われる可能性のある措置、不服申し立て制度、送迎に想定される罰則、その効果や違害などについて具体的な説明がないのではないか。海外で感染症に注意という然らしたものであり、検疫法に基づく具体的な詳細な措置、制度について説明がない。検疫法の本文でわかるというのは、国民に対する説明として適切である。検疫、検疫行政110の回答で「検疫は私権制限を行う業務にも従事する」と記載があった。近年、検疫法の改正もあり、その私権制限を伴う業務について、国民へ広く周知し、理解を求める必要があるのではないか。	検疫について、法令、制度、実施される措置などについて広報周知活動を行う	個人	厚生労働省	検疫関連の情報提供については、従来から海外渡航者等向けの情報として、①FORTHを中心に情報提供しています。厚生労働省ホームページにおいても、②新型コロナウイルス感染症対策の水際対策関係の情報を掲載しておりますが、令和7年6月6日には、厚生労働省のホームページに、③検疫に関する情報をまとめた専用ページを追加し、検疫法に基づき「隔離」などの措置や検疫所の業務に関する情報提供を行っています。(参考) ①厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために(FORTH)」ホームページ https://www.forth.go.jp/index.html ②厚生労働省ホームページ(水際対策) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html ③厚生労働省ホームページ(検疫) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54498.html	なし	対応	厚生労働省ホームページの掲載内容については、検疫に関する情報発信を充実させるという観点から、御指摘も踏まえながら随時必要な見直しを行ってまいります。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
14	令和7年9月25日	令和7年10月21日	【関連資料送付可】総額輸出制度の構造的課題について	弊社(株式会社KOMARU)は、総額の輸出に関する制度運用および情報提供体制について、関係行政機関との協議を重ねてまいりましたが、現行運用には構造的な課題が受容せられます。具体的には、広島県における輸出関連手続(臨床症状観察報告書、衛生証明書発行等)において、特定団体を經由した情報提供に依存する運用が定めており、当該団体に所属していない事業者への情報提供や支援が極めて限定的です。さらに、県から国へ説明している内容と現場の実用態様に齟齬が生じている場面も確認されており、公平性が十分に担保されているとは言えない状況です。このような運用体制は、制度の公正な利用および健全な競争環境を阻害し、所屬・非所屬を問わずすべての事業者が国際取引において不利益を被る可能性や、将来的な法的リスクの発生につながるおそれがあります。つきましては、すべての事業者が平等に情報へアクセスできる公的な情報提供体制の整備、制度運用の透明化、関係機関間の連携強化を提案いたします。また、現状が国際取引における法的リスクや競争力の低下につながる懸念があるため、課題の共有と制度全体の見直しに向けた、政府・関係者との対話と協働の場の創設を要望いたします。	このように運用体制は、制度の公正な利用および健全な競争環境を阻害し、所屬・非所屬を問わずすべての事業者が国際取引において不利益を被る可能性や、将来的な法的リスクの発生につながるおそれがあります。つきましては、すべての事業者が平等に情報へアクセスできる公的な情報提供体制の整備、制度運用の透明化、関係機関間の連携強化を提案いたします。また、現状が国際取引における法的リスクや競争力の低下につながる懸念があるため、課題の共有と制度全体の見直しに向けた、政府・関係者との対話と協働の場の創設を要望いたします。	会社・団体	農林水産省	「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)第15条第2項において、都道府県知事等は輸出先国の政府機関から、衛生証明書を発行するよう求められている場合、輸出者から申請があったときは、衛生証明書を発行することができる定められています。総額を含む農林水産物の輸出制度については、農林水産省ホームページに国別・品目別に公開しており、関心のある方がいつでも確認できるようになっております。また、輸出先国・地域の輸入規制や日本政府の輸出証明書の発行手続等についての相談を一元的に受け付ける相談窓口を開設しております。(総額の例) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ho/1-4/yusyutu_shinsei_sonota.html#exporter_guide4_nishikigoi (輸出の一元の相談窓口) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ho/soudanmodo.html	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項	対応	総額の衛生証明書発行に関する業務(臨床症状観察報告書に関する業務を含む。)の主体は都道府県等であるため、広島県に対し輸出総額の衛生証明書発行等に関する取扱要領を踏まえた適切な対応を行うよう促してあり、制度が適切に運用されるよう継続して指導してまいります。国として、総額の輸出に関する情報を広く周知するとともに、相談窓口を設置し、個別相談にも応じてサポートをさせていただきます。また、都道府県を連れた情報提供を行うとともに、衛生証明書発行手続等の輸出に向けた手続きが円滑に行われるよう、都道府県と連携して対応してまいります。	
15	令和7年9月25日	令和7年10月21日	在外選挙人証の交付について	マイナンバーカードを有している者については、紙媒体での交付を廃止し、マイナンバーカードを在外公館で提示することで投票できるようにしてほしい。	・在外選挙人証の発行及び郵送に係る負担、郵送費等の削減が可能。・一般に小さい紙(在外選挙人証)よりもマイナンバーカードを注意深く取り扱うため、紛失による再発行のリスクが軽減する。・紙の使用量削減となり、環境負荷も低減される。	個人	総務省 外務省	在外公館等における投票は、在外選挙人が、在外選挙人証及び旅券又は当該投票をしようとする者の資格表示し(地位を証明する書類を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の表に提出する方法)において行うこととされています。	公職選挙法第49条の2第1項第1号及び公職選挙法施行令第65条の5	対応不可	在外選挙人証が在外選挙人名簿に登録されていることを証明し、また各選挙における在外投票の実績を記録するものであり、投票の際に必ず提示させることにより在外選挙人名簿に登録されている者が投票し、二重投票をすることを防止する役割があることと認識すると、在外選挙人証の交付を廃止し、マイナンバーカードの提示をもって在外公館等において投票を可能とすることについては、市町村ごとに認識される在外選挙人名簿への登録の有無や、届出の在外公館で把握している在外公館投票の実績の情報を、各在外公館からどのように把握できるようにするか等の課題があり、難しいと考えています。	
16	令和7年9月25日	令和7年10月21日	2507122276(1/4)死者の戸籍情報を行政機関間で利用できるようにし、生前申出を可能にする	相続登記申請では登記義務者の除籍簿本が必要とされ、コンピュータ化された戸籍であっても法務局に簿本を提出しなければならない。戸籍情報連携では戸籍情報がオンライン送信されるけれど、「戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公示する極めて重要な情報であるため、戸籍又は除かれた戸籍の原本を直接参照することができず、及びその事務の範囲については、必要最小限とすべきである」(R4規制改革00回答申)ため、情報本人確認が必要とされる。しかし、死者にプライバシーはなく、生存者と同じセキュリティレベルで保護する必要はない。むしろ、政府が円滑で円滑な相続のための遺言書保管を宣伝するに、故人は、遺言	一相続人の負担を減らすために戸籍情報の直接参照を望むはずだ。／少なくとも、相続人の負担を減らすために遺言書を探る被相続人なら、そう考えるだろう。／とはいえず、遺言事項は限られているから、遺言として戸籍参照を求めるとは難しい。／そこで戸籍制度として、死亡後の除籍簿本の取得を生前に申し出るとを可能にする。／たとえば、遺言書保管制度の申請書にチェック欄を設けて、「私の死亡後に行政機関が私の除籍簿本を職権で取得することに同意します。」「旨の同意を明示されれば、」遺言書保管で職権提供意思確認を行っているように、／どちらも、国策として死者の意思確認をする点で同じである。／この手続のメリットは、戸籍の収集コストを行政に分散して、相続人の負担を軽減するとともに、「戸籍簿本が見られない場合の補正手続を省略し、行政機関として補正に係る事務を省略することである。／戸籍データ自体は法務省の電子化政策の失敗により統合できなかったが、デジタル化されたデータを届け付けて検索するだけであれば、そのシステムを開発することは容易だろう。／被相続人の氏名を入力して検索すれば、その戸籍が連続して表示されるようにすればいい。／旧社会保険庁の不正問題と同様の問題が起こり得るが、マイナンバー制度とリンクさせて、相続人全員が被相続人の戸籍情報を参照できるようにすれば、このような事態も起こらないだろう。／そもそも現行制度が戸籍情報を「極めて機微な情報である」とながら、行政機関や国家資格者に簡易な開示制度を設けていて、それが本人に対してどれだけ通知されているのか？／充分な対策でしょ。	商業登記センター	法務省	前提として、行政機関が戸籍情報を確認する場合には、公用請求(戸籍法第10条の2第2項、第12条の2)によることが原則ですが、自筆証書遺言書保管制度においては、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認した場合には、あらかじめ遺言者が指定した者に対して、遺言書が保管されている旨を通知する制度を設けているところ、その運用に当たっては、遺言者の同意を得た上で、遺言書保管官が戸籍の異動情報を確認することとしています。	遺言書保管事務取扱手続準則第19条及び第35条 第35条 法務省施行規則第75条の3	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、自筆証書遺言書保管制度においては、遺言書保管官が遺言者の同意を踏まえて戸籍の異動情報の確認を実施しているところ、当該確認は死亡という戸籍の一部情報の提供を目的として実施するものであり、相続の発生によって行政手続で用いる戸籍簿本及び除籍簿本については、死亡以外の情報も含まれることから、異なる取扱いとする必要があります。その上で、死亡後の除籍簿本の取得を生前に申し出た上で当該情報を行政機関間で利用することについては、戸籍自体が個人ごとで生成されるものではなく、複数の者で構成されるという戸籍制の性質上、その中の一部の者が死亡後の除籍簿本取得・利用を生前に申し出たとしても、当該死亡者以外の親族の身分関係が登録されていることを考慮した検討を行う必要があります。また、戸籍にはデジタル化されていないものもあり、結び可能な形式となっていないものも多数あることから、提案の戸籍情報の連続表示を実現するには費用対効果の観点から困難です。一方で、相続人の戸籍の収集に要する負担については、令和6年3月1日から開始した戸籍証明書の広域交付により、最寄りの市区町村窓口において被相続人に係る一連の戸籍・除籍を取得することが可能となっており、大幅な軽減が図られているところです。	
17	令和7年9月25日	令和7年10月21日	運転免許証の旧姓併記手続きについて	運転免許証の表面に免許取得時の氏名(旧姓)の表記がある場合は、区役所の住民票の旧姓併記の手続きを取らずとも、警察署で新氏名に変更した際に新氏名と共に旧姓の○もしくは前氏名○○と記載されるようにしてほしい。	今回、運転免許証の更新時に旧姓の併記を希望しましたが、旧姓が免許証やマイナンバーカードに記載されているにもかかわらず、住居免許証の旧姓併記がなければ、他人と間違える可能性があるため併記できないとの説明を受けました。 先日私が所持していた免許証には、表面に旧姓、裏面に現在の氏名が記載されており、マイナンバーカードにも旧姓と新姓の両方が明確に表示されました。このように、旧姓の証明がすでに複数の公的証明書に記載されている場合に、さらに、自ら住民票に旧姓を併記する手続きを求めるとは、手続きの二重化であり非効率です。 もちろん、本人確認の観点から、旧姓の記載が一切ない場合には住民票で確認する必要があることは理解できます。しかし、免許証の旧姓やマイナンバーカードに旧姓が明記されている状態でも、自ら住民票での確認を必須とするのは過剰ではないでしょうか。 法律上、免許証に記載される氏名は住民票に準拠することになっていると後で知りましたが、免許取得時に旧姓の記載を希望して併記された場合に旧姓が記載されており、その情報が現在も残っている場合には、旧姓併記の正当性が明らかです。 ついては、住民票に旧姓併記の手続きを行わなくても、旧姓の記載された有効な公的証明書をもとに、免許証の新氏名欄に「旧姓○○」または「前氏名○○」と併記できるよう、手続きを簡略化する運用の見直しをお願いいたします。	個人	警察庁	旧姓記載等の申出があった場合、免許証の記載事項の変更の届出の手続を規定した道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条第2項第1号に準じる形で、申請書等の提出時に旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓併記手続を完了したマイナンバーカードの提示を受けることにより、申請書等に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとしています。	・道路交通法施行規則第20条第2項 運転免許証への旧姓記載等の運用について(通達)(令和元年11月27日付け警察庁丁通発第169号)	対応不可	旧姓併記手続を完了したマイナンバーカードの提示があれば、旧姓が記載された住民票の写しがなくても、当該マイナンバーカードに記載された旧姓を運転免許証に併記することが可能です。これは、その者が過去に所持していた全ての姓がいずれも「旧姓」に該当する場合、運転免許証にいずれの姓を記載するかについては、旧姓併記手続(現住所の市区町村窓口等)において、戸籍簿本等の提出を受けた住民票又はマイナンバーカードに旧姓を併記する旨の申出を受け、当該旧姓を併記する手続を完了した住民票やマイナンバーカードによる公的な証明が必要となるため、これらによる確認をせずに運転免許証に旧姓を併記することはできないこととしているものであり、例えば、旧姓併記手続を完了していないマイナンバーカードの提示等のみで確認を完了させることは困難であると考えます。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
18	令和7年9月25日	令和7年10月21日	義務教育教科用図書の採択の効率化について	教育委員会が義務教育教科用図書を採択した場合は、原則4年間の採択を必要とする。 また、義務教育に使用する教科用図書は、原則4年間使用することとされている。4年間使用することとされている(非効率である)。 よって、原則による場合に限り、2・3・4年目にも該当する年度に使用する教科用図書を採択し、原則の場合は採択を不要とするものとする。	教科用図書は、毎年度教育委員会が採択することとされている。 また、義務教育に使用する教科用図書は、原則4年間使用することとされている。4年間使用することとされている(非効率である)。 よって、原則による場合に限り、2・3・4年目にも該当する年度に使用する教科用図書を採択し、原則の場合は採択を不要とするものとする。	個人	文部科学省	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第14条	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第14条	対応不可	教科用図書の採択は、学校で使用すべき特定の教科用図書を決定する行為であり、同一の教科用図書を採択することとされている期間において、新たに教科用図書が発行される場合や過去の採択において不公正な事象が発生した場合には採択を事実上変更出来るとされています。採択権者においては、これらの場合に当てはまるかどうかを毎年度確認する必要があり、この確認を経て翌年度に使用する教科用図書が決定するため、毎年度採択が行われる必要があります。なお、2年目、3年目、4年目における採択手続きについては、1年目のような調査を怠らなければ必要なく、簡便に実施することが可能です。	
19	令和7年9月25日	令和7年10月21日	国立大学宿泊施設の旅館業法適用除外の明確化	国立大学法人が設置・運営する宿泊施設のうち、教育研究活動に資する目的で大学関係者のみを対象とし、宿泊料を徴収する施設については、旅館業法の適用除外となる範囲を明確に整理し、関係自治体への公式な見解として周知徹底していただきたい。	全国の国立大学法人では、研究者の受け入れや学生の教育活動支援等を目的として、大学関係者向けの宿泊施設を設置・運営している例が見られます。これらの施設は、一般公衆を対象としたものではなく、教育研究活動の一環として大学業務に基づき運営されており、国立大学法人法第22条に抵触を有するものとは理解されず。 しかし一部の自治体では、宿泊料の徴収があることをもって旅館業法の適用対象と見做し、旅館業法に基づき営業許可の取得を要する事例があります。これにより、国立大学法人と自治体の間で見解の相違が生じ、大学の業務に不要な負担や混乱が生じています。 誤解を解消するためには、国として大学業務の一環としての宿泊施設の運営が、旅館業法の対象となる範囲を明確に整理し、全国の自治体に対して統一した見解を周知することが必要です。これにより、大学の教育研究活動が円滑に行われる体制が整備され、地方行政との不必要な対立や負担も軽減されるものと期待されます。	個人	厚生労働省	○旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項の規定により、旅館・ホテル営業とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業とされており、旅館業を営もうとする者は、旅館業法第3条第1項の規定に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区)にあっては市長または区長。)の許可を受けなければならないとされています。 ○ここでいう「宿泊料を受けて」とは、当該宿泊に關し、宿泊者またはその代理人等から名称或いは金銭又は現物のいかなるかを問わず、宿泊料の対価にあたるもの徴収することをいいます。	○旅館業法第2条第2項、第3条	対応不可	旅館業法上、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる場合、旅館業法の営業許可を得る必要があります。旅館業に該当する「営業」とは、社会性をもって反復継続しており、その対象が特定人か不特定人であるかを問わず、「宿泊料を受けて」人を宿泊させている場合をいいます。国立大学法人が設置する宿泊施設に関する施設については、教育研究活動に資する目的で大学関係者を対象とするのみをもって、旅館業法の適用外と整理することは困難と考えます。なお、国立大学法人が設置・運営する宿泊施設について旅館業法の許可が必要になるかは、個別の営業実態を踏まえ、管轄の保健所において判断することとなります。	
20	令和7年9月25日	令和7年10月21日	国家公務員試験の面接試験をやめる。	国家公務員総合職試験などの国家公務員試験の面接試験をやめる。	国家公務員の採用難、不人気が報道されていますが、国家公務員試験は、合格しただけでは採用されず、官庁訪問という採用面接を経て採用が決まると聞きました。面接試験を何度でもやるから学生さんが国家公務員試験を受験しないのではないのでしょうか？人事院のホームページも見ましたが、今年5月の参事会で大塚参事長から「人事院による面接は本当に必要なのではないか」と疑問を投げ、米村人材局長が「総合的な見解を伺いながら検討していきたいと考えています。タイミングなど、総合的な検討の中で決めていきます。御指摘は重く受け止めております」と答えています。事欠したらどうでしょうか？早く検討して早く停止すれば、コスト、タレント層の減少がクレーン学生さんだけでなく国家公務員試験に応募してくれると思いますよ。面接試験をしないのも国民として不安ですが、官庁訪問という採用面接がちゃんとあるようですし、やめたらどうですか？	人事院が実施する面接試験(以下、「人物試験」を含む)採用試験は、国家公務員として必要な能力や適性を見極めることを目的とする一方、官庁訪問は、官庁と志望者が双方納得の上で採用に至る「マッチング」のプロセスとして位置付けられております。このように、採用試験の一部である人物試験と、官庁訪問は、それぞれ趣旨や目的が異なります。	個人	人事院	なし	なし	検討を予定	採用を行う各府省や学識経験者等の意見も聞きながら、人事院の令和7年公務員人事管理報告にて示した採用制度全体の在り方を見直すこととしている採用プロセスのアップデートの検討の中で、人物試験の在り方も含めて検討を進めてまいります。
21	令和7年9月25日	令和7年10月21日	国家公務員における夏季休暇の取得方法の柔軟化	国家公務員において、夏季休暇は、「原則として連続する三日の範囲内の期間」の取得とされており、「特に必要があると認められるような相当の理由があれば、分割して取得することができないこととなっている。このため、個人の希望はもとより、業務上及び個人の事情が一定程度あつたとしても、安前に分断して取得することができず、それにより「心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実」という夏季休暇の趣旨を十分に満たすことができない場合がある。働き方改革として、フレックスの推奨やフレックスタイム制が導入されるなか、夏季休暇についても、「連続3日」の原則を改め、個人の希望や事情に応じた柔軟な取得を認めるべきである。	夏季休暇は、現在も特別な理由があれば分割取得が認められるが、勤務時間・休職法上には、制度上、職員の個人の希望により分割利用することはできず、分割利用ができる場合として、「職員の希望する期間内に突発的な業務が生じて休暇を認めると業務に支障が出る場合」、「特定の時期に職員の希望が集中し、全てを希望通りに認めると業務に支障が生じる場合」、「夏季休暇の途中で他の特別休暇(産前産後休暇等)が生じた場合」が挙げられている。このため、現実的には「相当の理由」がなければ分割取得は認められない。分割取得することで、「心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実」という夏季休暇の趣旨が満たされることはなく、むしろ、連続取得することで業務が滞り、その処理のために休暇後の業務再開が不安なものである。分割取得した方が「心身の健康の維持」に資する場合は、1日の夏季休暇を連続して組み合わせることで、家族との旅行などが複数回計画できる場合もある。また、夏季休暇の分割取得は、すでに民間企業や地方自治体では一般的な運用となっており、「連続3日」の取得を原則とする現在の運用は合理的とは言えない。 なお、一部の企業・団体では国家公務員の運用に準拠している場合も考えられ、国家公務員の運用変更は、こうした企業・団体の運用改善にもつながる可能性がある。このことは、「働き方改革」としての多様な柔軟な働き方の実現推進に資するものである。 さらに、分割取得が認められれば、「特別な理由」に該当するかどうかの確認手続が不要となり業務効率化につながるだけでなく、各省庁によって判断が異なることによる不利益も解消される。	個人	人事院	職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間中に使用することが困難であると認められる職員にあっては、6月から10月までの期間)内に原則として連続する3日間(土日等の週休日を除く)の範囲内の期間で使用することができます。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 第19条、第23条 人事院規則15-14第22条 人事院規則15-15第4条	対応不可	国家公務員の夏季休暇については、益等における帰省等の習慣に合わせた夏季の休暇が民間において一般的に広がってきたことや、公務においても夏季における心身の健康の増進等が意図があること認められることから、平成3年に導入したものです。 夏季休暇の事由である「益等の諸行事」には帰省や先祖の墓参り等が、「心身の健康の維持及び増進」には休業等が、「家庭生活の充実」には家族旅行等が該当すると考えられており、これらの事由にはまたまた期間で対応することが望ましいため、夏季休暇の連続取得を基本とすることが適当と考えられています。 国家公務員の休暇制度については、国家公務員法に定める情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせたことを基本に、官民均衡の観点から必要があれば適宜見直しを行ったところであり、今後も社会情勢等を踏まえつつ、休暇制度の改善を図ってまいります。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
26	令和7年10月22日	令和7年11月17日	使い捨ての汎用ドメイン(独自ドメイン)取得を防止すること	国や地方の実務は、プロジェクト単位(簡単なイントラネットやキャンペーン等)で案件が動くようなものが多いと推察しますが、実際の組織形態・管理体制は、プロジェクト単位で動くのに適していない。最初から出来合いという前提ではよからず、そこから改める必要があると思えます。	国や地方が過去に取得した、使い捨ての汎用ドメイン(独自ドメイン)が無関係の場合に取得され、悪用されるなどの問題が度々報道されますが、改善されません。実態としては go.jp や .ac.jp 配下のサブドメインの一部ページだけを外部委託するといった手続きが煩雑すぎて、現実的に運用できないから使い捨ての comドメインを取得してしまうという背景があると言われているからです。	個人	デジタル庁	デジタル庁デジタル社会推進標準ガイドラインのHP (https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/)において、「DS-900 Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」を公開しております。DS-900は各府省が遵守する必要があるガイドラインであり、前身となったガイドラインより引き続き、各府省がwebサイトを設置するに当たっては、原則goドメインを利用することを求めています。	DS-900 Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン	対応	制度の現状欄に記載のとおり、各府省がwebサイトを設置するに当たっては、原則goドメインを利用することを求めています。デジタル庁におきましては、goドメイン取得の徹底をお願いする説明会を実施しております。 なお、非goドメインを利用した事業について取得理由等を毎年確認しておりますが、事業者への指示が徹底であったため技術的な課題があったためという事業は見られず、国際団体・民間団体とのドメインの共管等、事業実施後の課題を予定しておりgoドメインの取得が望ましくなかった事業、goドメイン取得が必須であることの認識ができていない事業などが確認されております。	
27	令和7年10月22日	令和7年11月17日	国家公務員採用一般職試験の最終合格者が官庁訪問が開始される日の前に発表すること	国家公務員採用一般職試験の最終合格者が官庁訪問が開始される日の前に発表すること	国家公務員採用一般職試験の最終合格者は官庁訪問の前に発表されますが、一般職は官庁訪問で内々で出た後に最終合格者が発表されます。これは、内々定を出した人が不合格となった場合、内々定が取り消しとなって受験生も交通費、宿泊費などが無駄となり、採用する官庁側も選考プロセスが無駄になり、代わりの人を探すためのリソースも活動しなくてはなりません。誰一人として得られません。はっきり言って無駄です。なんでもこんな無駄がずっと置かれているのでしょうか？ 人事院は、国家公務員採用一般職試験の最終合格者を官庁訪問が開始される日の前までに行ってください。受験生も省庁もみんな喜びます。人事院は「公務組織が、多様で優秀な人材が働きたいと思える場所」である必要があります」とか言っている前に、「選ばれる場所」になるために簡単にできることからやってください。来年からやってください。お願いします。	個人	人事院	2025年度の官庁訪問については、第1次試験合格者を対象に7月2日(水)から行われており(第2次試験実施期間中は官庁訪問は行っていません)。その後、最終合格発表日である8月12日(火)に、最終合格者を対象に採用予定官庁による内々定が解禁されることとなっています。	なし	検討を予定	今後、一般職大卒程度試験の日程の見直しについて検討を行うこととしています。	
29	令和7年10月22日	令和7年11月17日	個人データの漏えい等報告	いわずの権限委任分野において、個人データの漏えい等報告の先が事業所管大臣となっている場合があるが、そのような分野においては、事業とは無関係の個人データの漏えい等については個人情報保護委員会へ報告すれば足りるとして欲しい(その旨をガイドラインで明確にしてください)	個人情報法26条1項に基づく漏えい等報告については、いわゆる権限委任分野においては、個人情報保護委員会ではなく、事業所管大臣に対して報告することとされている。 もともと、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」のQ5-Q10において、「金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる「個人データ」の漏えい等については、個人情報保護法第26条第1項に基づき漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に対して報告を行う必要があります」とされている。 この点、他の権限委任分野においては、そのようなQ&Aがなく、どちらに報告すれば良いかが明確ではない。特に、信用分野や債権管理回収業分野においては、事業所管大臣の権限は、割賦販売法や債権管理回収法に関する特別措置法において認められているものであり、これらの分野においては、従来からの業法(割賦販売法や債権管理回収法に関する特別措置法)とは関係のない個人データについては、個人情報保護委員会に漏えい等報告をすれば足りるように明確にするべきである。	個人	個人情報保護委員会	漏えい等報告に係る個人データ(個人情報保護法施行規則第7条第3号に係るものであるときは、当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)が当該個人情報取扱事業者自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれるものであるときは、当該個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会に対して報告を行う必要があり、権限委任庁省庁に報告を行うのみでは、漏えい等報告を実施したとは認められません。 既に、委員版のHP(下記URLを御参照ください。)においてこの旨は記載されており、運用によって明確化されていると認識しております。 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kengenin/	個人情報保護に関する法律施行令第34条第4項	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
30	令和7年11月19日	令和7年12月18日	行政官短期在外研究員制度における在職要件の緩和と選考方法の見直し	行政官短期在外研究員制度の応募要件から、現行の「在職6年以上」という規定を撤廃し、職員の専門性や職務経験を重視した選考方法に見直す。具体的には、博士号取得者については、在職期間を問わず、専門性を深めるための研究計画や海外での研究実績を評価する制度を設ける。また、語学力の証明について、人事院による語学審査の代わりに、実行予定定員の研究機関の教授や所長からの招待状を有効に証明書として認める。これにより、EBPM推進に不可欠な専門人材の育成と活用を促進する。	政府がEBPMを強力に推進する中で、専門的な知識とデータ分析能力を持つ人材の育成・活用は喫緊の課題です。現行の「行政官短期在外研究員制度」は、入省年次を基準とした画一的な要件が、多様なバックグラウンドを持つ職員の能力を十分に引き出せていないという問題があります。 第一に、新卒一括採用を前提とした現行制度は、中途採用者や博士号取得者の専門性を尊重していません。高度な研究能力を持つ博士号取得者が在職期間を重視した選考方法に見直す。具体的には、博士号取得者については、在職期間を問わず、専門性を深めるための研究計画や海外での研究実績を評価する制度を設ける。また、語学力の証明について、人事院による語学審査の代わりに、実行予定定員の研究機関の教授や所長からの招待状を有効に証明書として認める。これにより、EBPM推進に不可欠な専門人材の育成と活用を促進する。	個人	人事院	行政官短期在外研究員派遣要綱(昭和53年11月17日人事院事務局長決定)では、短期在外研究員の派遣予定者の選抜審査応募者について以下のように規定しております。 応募資格 (1)応募資格 一 短期在外研究員として派遣されることを希望する年度04月1日において、職員として在籍していることとなる期間がおおむね6年以上であること。	行政官短期在外研究員派遣要綱(昭和53年11月17日人事院事務局長決定)	対応不可	ご提案いただきました「行政官短期在外研究員制度」に関する在職要件の緩和および語学審査方法の見直しにつきましては、制度の趣旨やこの事業に対するご理解とご関心に深く感謝申し上げます。 本制度は、業務に精通した行政官が、さらなる能力向上を目的として海外の研究機関等で短期研究を行うことを通じて、政策形成に資する知見を深めることを目的としております。そのため、現行の在職「おおむね6年以上」という要件は、一定の行政経験を有する職員が、実務と理論を併修する形で研修事業を行政に還元することを重視した制度設計となっております。ただし、専門性や職務経歴等を総合的に勘案し、6年未満も含めた幅のある在職期間としていただきます。職員におかれては、まずはご所属の人事担当者よりご相談いただく必要があります。また、語学審査につきましては、研修先との円滑なコミュニケーションを確保するため、客観的かつ公平な基準として人事院による審査を設けております。この審査では、能力測定試験のスコア等、客観的な指標を用いて語学能力を評価しており、こうしたスコアは多くの大学院博士課程においても求められることがあり、一定の水準に沿った評価方法と考えております。 招待状や英語論文の執筆歴は専門性を示す重要な要素である一方、制度全体としての公平性・透明性を担保する観点から、現行の審査方法を維持する必要があると判断しております。ご提案の趣旨には、EBPM推進に向けた専門人材の育成という重要な視点が含まれており、今後の制度改訂に向けた参考とさせていただきます。引き続き、制度の趣旨に沿った形で、専門性の高い人材の育成・活用に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
33	令和7年11月19日	令和8年1月21日	250906V12(4/4)市町村が課税地目を変更した段階で農業委員会に通知し、農地の保全を図る	R7K5提案は、農地の地目変更登記申請で許可書が添付がない場合には登記官が農業委員会に照会しその回答を基に登記をするのは迅速であるから、課税地目が非農地になって市町村が農業委員会に通知し、二重課税の回避が不可能になるから市町村による通知をすることにより登記官による照会を省略すべきであるとしたものである。これに対して、農林水産省 法務省 総務省は「固定資産税における地目の認定は、賦課期日(1月1日)の現況地目によるものであり、農地法における違反転用として原状回復等の措置が命じられているかどうかは考慮されません。」と回答し、課税地目が非農地に変更-	一されていても登記官からの照会が省略できないとした。／では、なぜ市町村は課税地目を変更する段階で農業委員会に事業の通知をしないのか?「違反転用の防止や是正措置の実効性の確保のため」には、「法務省と農林水産省が協議の上、取り扱うこととした」と同時に、総務省と農林水産省が協議して同様の取組みをするべきではないのか?／まして、現在のようにバックオフィス連携の時代には、課税台帳上の地目変更を自動的に農業委員会に送信することは容易であるし、課税地目が個人情報として取扱い管理される必要もない。／農地への回復を自衛し農業委員会としては、農地の現況を把握している市町村との連携を欲しているのではないのか?／そもそも現況を公示する登記手続で現況の変更と許可書を求めることが背景であって、登記申請時の現況変更の時点で農業委員会が把握してこそ、農地を農地として保全できる。／すなわち、現況が変更され、なかつて登記申請があるまで農地の現況を把握していない農業委員会の機能不全こそ問題にされるべきである。／膨大な税金を投じて農地を改良し維持している日本の政策において、このような農地の放置プレイは根本的な矛盾である。／したがって、市町村が課税地目を変更した段階で自動的に農業委員会へ地目変更の事実を通知する仕組みづくりを進めるべきである。／そして、市町村から農業委員会への通知を実現することによって、課税地目に変更された農地の地目変更登記では許可書の添付と登記官から農業委員会への照会を不要とすべきである。／登記官は課税台帳又は農業委員会が管理する台帳を調査することによって、通知の事実を把握すればよい。	農商登記センター	農林水産省 総務省 法務省	農地を農地以外の地目に変更する場合には、都道府県知事等の許可が必要とされています(農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び5条)。 農地を農地以外の地目に変更するための地目に関する変更の登記の申請(不動産登記法(平成16年法律第123号)第37条)がされた場合において、上記の農地法上必要な都道府県知事の許可書等が添付されていないときは、登記官は、農業委員会に対して農地の転用に関する事項について照会することとされています(昭和56年8月28日付法務省民三第5402号民事局長通達)。 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年1回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳等との照会を行うものとされています。(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第102条)	農地法第4条、第5条 農地法施行規則第102条 不動産登記法第37条 昭和56年8月28日付法務省民三第5402号民事局長通達	対応不可	前回の回答のとおり、現行運用は、農地以外の地目への変更の登記がなされると、農地法上必要な転用許可がない場合であっても、登記前と比べて数倍以上の価格でこれを売却することができるという実態に鑑み、地目の変更の認定の手続きを厳正に行うとともに、農地行政等の運営との調和にも配慮することが望ましいと考えられ制定されたものです。 御提案のように課税地目を変更した段階で、自動的に農業委員会へ課税地目変更の事実を通知する仕組みを設けたとしても、前回の回答のとおり、固定資産税における地目の認定は、賦課期日(1月1日)の現況地目によるものであり、農地法における違反転用として原状回復等の措置が命じられているかどうかは考慮されないため、農地以外の地目への変更に関する表示登記の申請がされた段階で登記官が農業委員会に対して農地の転用に関する事項について照会する現行の運用が維持されないこととなれば、農地の保全に係る実効性の担保に著しい支障が生じることから、現行の運用を廃止することは困難です。 また、現状においても、固定資産課税台帳と農地台帳は毎年1回以上照会することを求めているところ、ご提案のような随時両台帳を照会する仕組みを全国一律で適用することは、市町村に過度な事務負担を求めることになるため、ご提案を受け入れることは困難です。 (なお、現行の運用において、登記官から農業委員会に照会があったときは、農業委員会は当該照会後2週間以内に回答することとしており、照会に係る土地が違反転用され、原状回復命令が発せられている場合にはその旨回答し、地目変更登記や所有権移転登記は認められないこととなります。)	
34	令和7年11月19日	令和7年12月18日	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一化と標準的な企業型年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって理解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な類型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として標準的な提供を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と承認されるケースにおいては、同地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な類型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の観点より検討を求めもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の類型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局、他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(標準規約の提供は一定のロードはかかるかと思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度以降毎年の規制改革要望書において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいりませう。」とご回答いただいているが、改善がみられなかった継続して要望するもの。	一般社団法人 日本経営者協会	厚生労働省	平成13年9月27日企 発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準」について、令和3年8月6日企発0806第1号「企業型DC加入者のDeCo加入の要件緩和に係る対応について」	対応	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。		
36	令和7年11月19日	令和7年12月18日	マイナポータルで国勢調査に回答できるようなこと	マイナポータルで国勢調査に回答できるようにすること。紙で回答するのは希望者のみとする。国勢調査の調査人を廃止すること。	制度設計が昭和止まりで、時代に合っていない仕組みは、変えていきたいと思います。	個人	総務省	国勢調査は国勢調査員がその担当区域内にある世帯に調査関係書類を配布し、世帯はインターネット回答、郵送提出、調査員提出のいずれかの方法によって回答することとしております。	国勢調査令第6条及び第10条	検討を予定	令和7年国勢調査の実施状況を踏まえ、引き続き時代に即した調査手法の改善を検討してまいります。	
37	令和7年11月19日	令和7年12月18日	国勢調査のデジタル化	国勢調査の調査員の戸別訪問を廃止し、インターネットによる回答を原則とする。インターネットを使えない場合は、市役所などの年寄者支援センターを設置することにより、機能を果たす。	近年のデジタル化の進展、また地域住民の防犯意識の向上により、戸別訪問は望ましいやり方ではない。また、調査員を装ったの犯罪行為も出ることがある。	個人	総務省	国勢調査は国勢調査員がその担当区域内にある世帯に調査関係書類を配布し、世帯はインターネット回答、郵送提出、調査員提出のいずれかの方法によって回答することとしております。	国勢調査令第6条及び第10条	検討を予定	令和7年国勢調査の実施状況を踏まえ、引き続き時代に即した調査手法の改善を検討してまいります。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
39	令和7年11月19日	令和7年12月18日	労働基準監督署における労働法令等の見解統一	最低賃金改定日における深夜勤務の給付扱い、深夜勤務従業員の有給休暇の給付計算、月所定労働時間、自費負担の計算方法等、労働基準監督署個々に見解が異なるため、ガイドラインや速達にて解釈を明確化し、見解を統一していただきたい。	全国にてフランチャイズビジネスを展開する企業において、労働基準監督署の見解の違いが問題となっている。具体的には、労働時間の計算方法や最低賃金の改定日、深夜勤務従業員の有給休暇の計算方法等に関して、労働基準監督署個々に見解が異なる。その際、システムの変更を求められることが発生している。このような状況はフランチャイズ加盟店の本部に対する不信感を招き、フランチャイズビジネス全体に影響を及ぼしていることから、ガイドラインや速達にて解釈を明確化し、見解を統一していただきたい。労働基準監督署の見解が全国で一貫されることにより、企業が一貫した基準に基づきシステムを構築・運用することが可能となり、システム改修の頻度が減少し、コスト削減や業務効率の向上が期待される。また、労働者にとっても、一貫した労働条件が保証されることにより、安心して働くことができる環境が整備されるため、労働環境の改善にも繋がると考える。	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準関係法令にかかわる経費照会を受けた場合には、関係法令の解釈の明確化に努めるとともに、当該経費照会に対する回答により示した解釈については、都道府県労働局等に情報共有している。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり運用しており、引き続き、現場においても必要な理解が共有されるよう、必要な対応を行うとともに、都道府県労働局等に対する情報共有を図ってまいります。		
41	令和7年11月19日	令和7年12月18日	給与支給状況照会における回答様式の統一	自治体からの「給与等の支払状況の照会」に対する回答は任意様式で行われているが、企業側の業務負担軽減の観点から、回答様式を統一していただきたい。	給与支給状況の照会に関しては、自治体毎に異なる回答様式が存在し、企業側にとって大きな業務負担となっている。特に、フランチャイズビジネスを展開する企業においては、照会対象者がフランチャイズ加盟の従業員である場合、雇用主が多岐にわたるため、回答に時間を要することが多く、フランチャイズ本部の負担が増える傾向がある。回答の統一を促すとともに、回答様式に「任意」の注釈を記載し、企業側の業務負担軽減の観点から、回答様式を統一していただきたい。前述により、自治体からの照会・調査に迅速かつ正確に対応でき、業務効率が向上し、結果として経済活動の活性化に繋がると考える。	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方税法における滞納処分は国税徴収法の例によることとされています。財産調査で用いる照会(回答)様式については、全国地方税務協議会(現:地方税共同機構)において統一の様式が取りまとめられており、加えて、「税務システム標準仕様書(第5.0版)」にも対応していることとされています。これらの統一様式の使用について、各地方団体には積極的に取り組んでいただくよう通知等で要請しているところです。	国税徴収法第141条	対応	地方公共団体情報システム標準化に係る対応について、地方公共団体は、標準仕様書に適合した標準業務システムを令和7年度末までに移行することとされています。		
43	令和7年12月17日	令和8年2月19日	「トローラーハウス等の規制のあり方に関する検討会」報告書」をウェブ上に掲載する	「トローラーハウス等の規制のあり方に関する検討会」報告書(以下「報告書」という。)をウェブ上に掲載し、特定行政庁を含む関係者に周知文書を再度送付する。	過去に、都市計画法における市街化区域において、通常の「建築物」の場合ならば用途地域による制限が生じる用途に、「キャンピング」が利用される「トローラーハウス」は建築物ではないとの解釈で、毎シーズンごとの設置・撤去が繰り返されていたことが発端となり、建設省の速達(平成9年住指発第170号)の運用上において混乱が生じた。その後平成11年12月にOTO(市場開放問題苦情処理制度)関係省庁において「トローラーハウス等の規制のあり方に関する検討会」が設置され、平成11年12月14日付で報告書がまとめられた。OTOの市場開放問題苦情処理推進会議第6回フォローアップ(平成12年12月7日)に於いて、「報告書が必要に応じて報道関係者、トローラーハウス輸入業者、関係団体等への関係者に送付した。また、OTOのホームページにて報告書を掲載した。」とあります。しかし、現状、OTOのホームページには報告書は見つかりません(私は2024年8月に内閣府宛にメールで報告書の掲載場所を問い合わせました。いまだに返事がありません)。国交省も規制改革ホッパランの回答の中で報告書を引用しており(例:管理番号261216031)、報告書は非常に有用であると考えられます。25年以上も経過し、報告書を保管している関係者も少ないと考えられます。報告書の存在自体を知らない関係者も増えていると思います。以上のことから、表題の通り提案します。	個人	内閣府	【報告書のウェブ上への掲載】 「トローラーハウス等の規制のあり方に関する検討会」報告書は、以下のウェブページに掲載されています。 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/japanese/hokokusyosy/threport01.pdf https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/japanese/hokokusyosy/threport02.pdf https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/japanese/hokokusyosy/threport03.pdf https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/japanese/hokokusyosy/threport04.pdf https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/japanese/hokokusyosy/threport05.pdf https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/japanese/hokokusyosy/threport06.pdf	平成9年3月31日付住指発第170号	【報告書のウェブ上への掲載】 【関係者への周知文書の再度送付】 【検討を予定】	【報告書のウェブ上への掲載】 【関係者への周知文書の再度送付】 【報告書について、特定行政庁を含む関係者への周知を検討いたします。】		
44	令和7年12月17日	令和8年1月21日	地方公務員及び国家公務員共済組合が銀行預金口座から現金引出しする際の小切手交付の廃止	・公務員共済組合が現金引出しを行う際、法人キャッシュカード(銀行ATM)を利用する業務フローを許可すべく、出納業務に関する手続等の改定を要望し合わせて、総務省自治行政局公務員部補利課長通知「令和6年度における地方公務員共済組合の事業運営について」に準拠した、法人キャッシュカード利用の業務フロー策定・通知発出を検討頂きたい	・現行では、公務員共済組合が例えは少額(数百円程度)の収入印紙を購入する組合であっても、「小切手を発行し、経理担当者が当該小切手を銀行窓口または取次ぎによる届け入金依頼)で現金を引出し、その後、近隣の郵便局)で収入印紙を購入しに行く」という小切手を用いた現金引出しの業務フローが必要(国家公務員共済組合法施行規則第四十五条第二項、地方公務員共済組合の行政手続(八条二項)) ・上記は、公務員共済の経理担当者にとっても、小切手を受け入れて現金を払い出す金融機関にとっても、非効率な業務フローとなっており、双方にとって大きな負担であるため、小切手交付業務の廃止を要望するもの ・本件は、金融債で進めている「2026年度末までの小切手全面電子化」方針とも合致する内容 ・小切手交付業務の廃止に合わせて、代替手段としらる法人キャッシュカード(銀行ATM)の利用を許可することの明確化も要望したい。法人キャッシュカード利用の明確化にあたっては、地方公務員共済組合については、上記通知(総行指第9号)の第6項②(資金を扱う業務において)職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、「(略)事故防止対策を図る」旨の規定等にも準拠した適切な業務フローの策定・通知発出をご検討頂きたい(国家公務員共済組合においても同様の検討をお願いしたい) ・なお、法人キャッシュカードは一日あたりのATMでの引き出し金額上限を900万円以内で設定可能であり、適正な上限設定と法人キャッシュカード利用の管理体制を整備することで、小切手廃止に伴い懸念される職員による横領リスクなどは防止できると考えられるもの	都銀懸話会	財務省	【国家公務員共済組合について】 ① 小切手の原則利用については、「国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令(令和7年財務省令第83号)」によって既に見直し(国家公務員共済組合法施行規則第45条第2項の廃止)を行ったところであり(令和7年10月1日施行) ② 現金支払を行う場合における現金化の手段については、「払戻請求書による銀行口座からの引出し」を追加したところ(令和7年10月1日適用) 【地方公務員共済組合について】 ① 全指協で進めている「2026年度末までの小切手全面電子化」を受け、現金支払を行う場合における現金化の手段については、昨年9月に省令を改正し、支払方法を原則小切手から口座振込等に変更した上で、「払戻請求書による銀行口座からの引出し」を追加したところであり(令和7年10月1日適用)	【国家公務員共済組合について】 ① 国家公務員共済組合法施行規則第45条第二項 ② 国家公務員共済組合法施行規則第35条 ③ 国家公務員共済組合法第35条関係法施行規則第48条	【国家公務員共済組合について】 ① 対応 ② 対応不可	【地方公務員共済組合について】 ① 〇指協の国家公務員共済組合法施行規則第45条は、従来、組合の支払手段として小切手を出発点とする旨を規定しておりましたが、手形・小切手等の発行終了を見据えて、同条を削除する省令改正を公布・施行致しました。 ② 横領などのリスク回避の観点から法人キャッシュカードの利用は困難であると考えられています。	【地方公務員共済組合について】 ① 制度の現状に記載のとおり昨年省令改正を行ったところ(令和7年10月1日施行) ② 横領などのリスク回避の観点から法人キャッシュカードの利用は困難であると考えられています。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
45	令和7年12月17日	令和8年1月21日	地方公務員及び国家公務員共済組合のペイジー利用促進	・インターネットバンキングでのペイジー機能の利用を可能とするための業務フローの策定、並びに当該ペイジー機能の利用促進を、例えば「地方公務員共済組合の事業運営について」において通知頂きたい ・国家公務員共済組合においても当該ペイジー機能が利用できず、同様の対応を希望したい	・「地方公務員共済組合の事業運営について」においては、地方公務員共済組合がインターネットバンキングを利用する際、支払いの決定行為を機能的にチェックする体制の整備が求められている。一方、インターネットバンキングによるペイジー納付は、マルチペイメントネットワークを使用するため、「申請者⇒納付実行」というフローとなっており、複雑的なチェック体制を有するフローとはなっていないもの ・上記により、地方公務員共済組合では、インターネットバンキングによるペイジー納付の利用が促進されず、税金の支払いに際しては、銀行窓口への持ち込み、または取次による依頼で納付手続きを実施している状況であり、双方に事務負担が発生している ・上記事務負担軽減のため、例えば、「納付書と合計金額を上席者が確認した上で申請者がペイジー納付を行い、払い済み履歴の納税番号をダブルチェックする」など、「地方公務員共済組合の事業運営について」が定める機能的チェック体制に準拠した業務フローを策定した上で、インターネットバンキングのペイジー機能利用を許容・促進する通知を发出頂きたい ・また、国家公務員共済組合においても、ペイジー利用が普及していない状況にあることから、同様の運営になっているものと推察され、同様にペイジー機能の利用を許容・促進する通知などの发出をご検討頂きたい	都銀懇話会	総務省 財務省	なし	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
46	令和7年12月17日	令和8年1月21日	書面押印規制の見直し	・「地方公共団体における押印見直しマニュアル【初版】の改訂等により、国の既存の取組を仔細に伝える等、地公体に対して、可能な限り具体的な書面押印の廃止方法を指図することで、地公体の規則や業務フロー改正を支援頂きたい。	・2020年以降の新型コロナウイルス蔓延により、中央省庁においては、規制改革・行政改革担当大臣の働きかけにより、書面の押印廃止・省略が進んだ。 ・一方で、地公体における押印廃止・省略は徹底されておらず、多数の地公体において、中央省庁と異なり、見積書・請求書等における押印がまだ求められるケースが多い。 ・前、前述の「地方公共団体における押印見直しマニュアル【初版】では、「(イ)押印見直しの判断基準」において、以下のように記載されている。 （※3）見積書、請求書等の支出根拠書類の押印見直しに係る対応） 支出根拠書類の押印見直しに係る対応については、今後の国の取組に準じて、ID・パスワードによる認証を総たオンライン対応や利用アドレス登録を行ったメールアドレスによる書類の提出等により行うことが想定されます。また、入札参加者に対して印鑑を登録させ、支出根拠書類の印鑑と照合している場合についても、その手法自体について検証することも考えられます。 地方公共団体においては、国の見積書、請求書等の押印見直し事例等を参考にしながら、各団体の実情を踏まえ、支出根拠書類の押印見直しに係る対応を検討することが求められます。	都銀懇話会	内閣府 総務省	【マニュアルの改訂について】 内閣府及び内閣官房では、令和2年12月18日に、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定し、地方公共団体に周知するとともに、内閣府ウェブサイトにて公表しています。 【支出根拠書類の押印見直しに係る対応について】 地方公共団体における支出根拠書類の様式については、地方自治法令で定められているものではなく、各地方公共団体の条例や規則等において定められているものと承知しています。	なし	【マニュアルの改訂について】 その他 【支出根拠書類の押印見直しに係る対応について】 地方公共団体における押印見直しマニュアルについては、規制改革推進会議における議論も踏まえつつ、その内容について必要に応じて周知や見直しを行ってまいります。 【支出根拠書類の押印見直しに係る対応について】 デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一端として、地方公共団体の行政手続について、業務そのものの見直しや効率化を行うことは重要であると考えます。その上で、見積書・請求書等の押印見直しについては、総務省より発出している「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付）」等を参考にさせていただき、各地方公共団体において適切に判断・対応いただくと考えています。		
47	令和7年12月17日	令和8年1月21日	入札の指名停止情報のデータベースを作る。	入札を実施する行政機関の職員だけが閲覧できる指名停止情報のデータベースを作る。	指名停止を受けたいことを信用性を担保するため、入札参加資格の要件として設ける入札が多いですが、事業者が指名停止を受けた情報を網羅的に把握できる全国的なデータベースが見当たらないようです。このような指名停止情報のデータベースを例えば電子調達システムに作れば、入札参加資格の審査が効率化にできると思います。入札を実施する行政機関の職員だけが閲覧できれば、指名停止期間を経過した事業者に対する風評被害も防げられると思います。入札事務の効率化のために実現をよろしくお願いたします。	個人	デジタル庁	指名停止情報を登録・閲覧する機能は、職員側の機能として調達ポータルに実装してあります。当該機能は当初、調達ポータルの管理権限をも職員のみが利用可能でしたが、利便性向上を図るため、令和5年3月に調達ポータル的一般権限からでも利用できるよう改修しました。 また、令和5年2月3日に書面開標した「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会（第49回）及びシステム設計WG（第70回）」において、当該機能改修と積極的な利用について周知しています。 調達ポータル官側画面「事業者情報」のところにある「指名停止情報等の検索・設定」ボタンから当該機能をご利用いただけます。詳細は、操作マニュアル「調達ポータル 使い方の編」p29を参照してください。	なし	現行制度下 で対応可能 対応	実装済みの機能です。	
48	令和7年12月17日	令和8年1月21日	教員免許は書面ではなく、国のITシステムで有資格者であることを照会することを徹底すること	福岡県須賀町の中学校の補助教員が、採用に応募した際、偽造された教員免許を提出したとして偽造有印公文書行使の疑いで逮捕されましたが、地方公共団体が教員を採用する場合、書面ではなく、国のITシステムで有資格者であることを照会することを徹底すること。	紙の教員免許は偽造されるため、審査には適切ではないと思います。 紙の教員免許を廃止して、マイナンバーを活用する方法も必要だと思います。	個人	文部科学省	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条第1項において、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」とされているため、基本的に教育職員を採用する際には、各教員採用権者において、免許状の確認が行われています。また、免許状の様式は、教育職員免許法施行規則（昭和24年文部省令第64号）第72条第1項において、「普通免許状の様式は、別記第1号様式のとおりとする。」と規定されており、別記第1号様式において、免許状に記載すべき事項等が定められています。 その上で、免許状を発行する媒体については特種の定めはないものの、現状、免許状の授与権者である都道府県において、紙による免許状が発行されています。	教育職員免許法第3 条第1項 教育職員免許法施行 規則第72条第1項	検討を予定	教員免許の申請に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格情報連携・活用システムを活用することについて検討しているところであり、教員免許事務におけるマイナンバーの活用により、将来的にデジタル資格者証による免許状の有効性の確認が可能になることが見込まれます。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
49	令和7年12月17日	令和8年1月21日	12.「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	<p>「出入国在留管理庁」在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、在留カードの再交付により在留カード番号が変更になった場合であっても、変更前の番号による照会を可能とする。</p> <p>また、在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会のみが可能とされている同システムにつき、一括照会を可能とする。</p>	<p>Ofマネロ・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」において、「在外邦人の生命を脅かす、再入国を命じられる等の在外邦人に対するリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。</p> <p>○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、当該期間中に、在留期間を更新しない場合は在留期間満了前に口座を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届け出ること等を要請している。</p> <p>○しかし、在留外国人が失効や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行は在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。このため、在留期間の定めのある外国人顧客が、在留期間を満了または更新する場合に、預金口座を保有する銀行に対し、当該事項に関して届け出るよう、まずは出入国在留管理庁において、継続的に周知徹底していただきたい。</p> <p>○また、2024年12月、警務庁より各金融機関に対し、在留期間が満了した外国人名義の預金口座の悪用を防止するための具体的な措置について、通知が发出された。こうした要請を踏まえ、銀行は、在留期間管理を強化している。</p> <p>○こうしたなか、銀行は、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができない。「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、変更前の番号による照会(在留資格の有無の確認)を可能していただきたい。</p> <p>○なお、「在留カード等番号失効情報照会」は現状1件ずつの照会とされているため、例えば技能実習生等が団体で口座開設等する際に、確認作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率化につながる。</p> <p>○昨年度要望に対し、法務省は、一括照会(複数の在留カード番号の照会)について「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p>	一般社団法人 全国地方銀行協会	法務省	<p>「在留カード等番号失効情報照会」において、失効した在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の番号を確認するための情報を提供しており、当該番号から再交付等で新たな番号が付与された場合に以前の番号と連携することについては対応していません。また、照会は1件ごとに行う形となっており、一度に複数の照会を行うことは対応していません。</p>	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の14	【以前の番号との連携について】対応不可 【複数番号の照会について】検討を予定	<p>「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。</p> <p>なお、複数の在留カード等番号の照会については、引き続き技術的な対応の可否やコスト等を確認しつつ、検討を予定しています。</p>	
50	令和7年12月17日	令和8年1月21日	28.行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化(e)	<p>-行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等については、書面を廃止し電子化する。</p> <p>(a) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼</p>	<p>○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。</p> <p>(a) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼</p> <p>地体から各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込については、多くの地体において、銀行の営業店に送り、書面により依頼されている。また、振込人名の前に、指定の10桁の番号を入力して送金すること求められる。銀行が当該10桁の番号を手入力している。振込用紙は国保連指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があるほか、さらに、国保連の振込よりまた金融機関あてに、納入済通知書を送送する必要があり、事務負担となっている。</p> <p>○昨年度要望に対し、厚生労働省は「いたゞい提案については国民健康保険中央会を通じて国保連へ情報提供した」と回答いただいているが、一部地域では書面からデータ伝送による振込への切替えが進んでいるものの、対応に改善が見られない地域も未だ多い。同省は、「好事例などを模範開示することは、事務負担軽減にも資することになるため、今後、国民健康保険中央会を通じて国保連に周知したいと考えている」とも回答いただいているため、そのような活動を通じて、全国的に電子化が進むよう推進していただきたい。</p> <p>○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるかと考える。</p>	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	<p>地方公共団体から国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込方法については、各都道府県により規定が異なっています。国保連が指定する振込用紙はありますが、国保連は確認したところでは指定する様式の使用を必須とはしていません。</p> <p>多くの国保連では、インターネットバンキング、ファームバンキングによる送金、口座振替の全て又は一部を導入しています。現在、インターネットバンキングなどを利用していない国保連についても、導入に向けて検討しているものと承知しています。</p>	なし	<p>多くの国保連では、インターネットバンキング、ファームバンキングによる送金、口座振替の全て又は一部を導入していますが、各都道府県において対応可能な振込方法の種類は異なっており、対応可能な振込方法のうちの方法を迷ふかは保険者の判断となります。</p> <p>国保連が口座を保有する銀行で振込用紙を使用することにより、手数料が無料となるため利用しているケースも残りますが、インターネットバンキング等電子取引を利用する国保連や地方公共団体が増加することは、地方公共団体と金融機関及び国保連の事務負担軽減にも資することになります。</p> <p>インターネットバンキング等電子取引のシステムを導入していない国保連については、積極的に導入するよう国民健康保険中央会を通じ周知を行い、取引の電子化が一層進むよう推進していきます。</p>		
51	令和7年12月17日	令和8年1月21日	34. e-Tax, eLAXの利便性向上(UI・UXの改善、利用者へのサポート体制拡充、事務フロー共通化等)	<p>電子納付の推進に向け、eLAXについて、UI・UXの改善や利用者へのサポート体制の拡充を行う。また、e-Tax, eLAX間での事務フローの標準化等を行う。</p>	<p>○地方銀行の窓口には、国庫金と地方公金とを合わせて、未だに年間9,000万円以上の納付書が持ち込まれており、大きな事務負担を強いられている。このような社会的なコストを低減させていく観点から、電子納付の一層の推進が求められる。</p> <p>○電子納付の推進にあたり、特にeLAXへの初期登録のハードが高くなり、ネックとなっている。そのため、eLAXに関して、利用者目線に立ったUI・UXの改善を進めるとともに、例えば以下のような観点から、利用者へのサポート体制を拡充してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプデスクの体制強化(電話のつながりやすさの導入)、利用者への周知徹底 ・利用者への訪問や、オンラインによるサポートの導入 ・チャット画面(体験版)の提供(e-Taxでは、「体験コーナー」が設置済み) ○また、納税者が電子納付に移行するためのインセンティブを高めるため、国税・地方税の手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにしてほしい。その観点から、e-TaxとeLAXとの間での事務フローの標準化等を検討いただきたい。 	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省 財務省	<p>地方税は地方団体が、国税は国が、それぞれ課税徴収の責任を有し、それぞれ異なる税目と構成されているため、地方税については全て地方団体が接続・参画するeLAXによって、国税については、国税庁が設置するe-Taxによって事務手続を電子的に行う仕組みを構築しています。</p>	なし	<p>eLAXの利便性向上については、納税者の利便性に資するよう、ニーズや費用対効果等を踏まえて、eLAXを管理運営する地方税共同機構と引き続き連携・検討してまいります。</p> <p>なお、地方税共同機構からは、継続したホームページ情報の充実を図り、令和8年9月予定のeLAXの次期更新に合わせて、納税者の利便性向上に資するよう、メンテナンス時間を約24時間365日のシステム運用を開始するなど、更なる運用強化が図られると聞いています。</p> <p>また、国税との連携強化について、令和9年1月1日以降、市区町村に提出された給与支払報告書がeLAXを介して国税に連携されるようになるなど、引き続き、地方団体の国税担当とも連携しながら、納税者目線に立った税務手続きの利便性向上に積極的に取り組んでまいります。</p>		
52	令和7年12月17日	令和8年1月21日	35. 地方公共団体による財政融資資金の元利金納付に関するページ利用の推進	<p>地方公共団体による財政融資資金の元利金納付について、ページ利用を推進するため、納付方法をページに統一化する。もしくは、財務省から地体へのページ利用の勧奨等を行う。</p>	<p>○地方公共団体が財務省から借り入れた財政融資資金については、元利金納付がページを利用できることとしている。他方で、地方で、地方債の返済が進んでいないこと等から、元利金納付時にページが利用されることもほえないのが実情。</p> <p>○このため、元利金納付時には銀行の窓口で納付書が持ち込まれており、事務負担となっている。ページを利用すれば、銀行の事務負担も軽減される。また、地体においても納付書の作成・持込みにあたっての時間を軽減することにつながる。</p> <p>○そのため、元利金納付方法をページに統一化することや、貸し手である財務省から地体へのページ利用の勧奨等を通して、ページ利用を推進してほしい。</p>	一般社団法人 全国地方銀行協会	財務省	<p>財政融資資金の元利金納付については、ページによる電子納付を利用する場合、納付日の23営業日前までに納付先への届け出が必要。現行制度では、窓口納付と電子納付の選択制となっている。</p>	財政融資資金の管理及び運用の手段に関する規則(昭和49年7月9日大蔵省令第42号)第41条の2、第42条の2	<p>従来より財政融資資金の元利金納付に係る電子納付(ページ)利用について地方公共団体への周知を行ってきたが、行政の効率化・合理化の観点に加え、地方公共団体の利便性向上や金融機関の事務効率化にも資することから、令和3年3月に事務連絡を发出し、財務局を通じて積極的な利用を推奨し、一層の利用促進に取り組んでおります。</p> <p>また、将来的に電子納付を原則とする方向で検討を進めており、今後も継続して、広報誌への掲載や説明会等を通して、地方公共団体への周知・勧奨を強化いたします。</p>		

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
53	令和7年12月17日	令和8年1月21日	42. 歳入代理店等として受け入れた国庫金に関する書類の提出期限の延長	歳入代理店等として受け入れた国庫金に関する書類について、日本銀行へのおお、地公団に提出する納税関連書類については、上記のような環境変化等を経験してきている。なお、上記を踏まえ、財務省におかれては、国庫金に関する書類の日銀への提出期限の延長(受入後〜4営業日以内とする等)を検討してほしい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	財務省	国庫金の受入れに関する書類については、政府資金への計上を早期に行う観点から、日本銀行への提出期限を受入日から2営業日以内としているところです。	なし	対応不可	国庫金の受入れは、金融機関の事務負担軽減及び行政効率化に資するように、受入れに関する書類を送付する必要があるが国庫金の電子納付の推進を現在積極的に行っています。引き続き、金融機関の事務負担軽減にも資するよう、国庫金の電子納付を推進してまいります。なお、提出期限を延長した場合、政府資金への計上時期が遅れることで、不要な資金調達が発生するため、慎重に検討する必要があります。		
55	令和7年12月17日	令和8年1月21日	「光回線再利用」のワンストップ化	「光回線再利用」は、NTT東日本・西日本の引込線を利用する光回線事業者と光コラボレーション事業者の間で、利用者が事業者を乗り換える際に必要であった、電柱からの引込線の新設・撤去工事を不要とすることで、事業者を乗り換えしやすくする目的で導入された。しかしながら、実際には、利用者が事業者に対して「光回線再利用スキーム」や他事業者への乗り換えを希望した場合に、料金の割引やキャッシュバックなどの引き留め活動が行われており、利用者のスムーズな乗り換えが阻害されている。このため、携帯電話の番号ポータリティで採用されている「MNPワンストップ」のような利便性の高い公正な仕組みの導入を提案する。	総務省資料「引込線転用スキーム(光回線再利用スキーム)の取組状況について」(https://www.soumu.go.jp/main_content/001007184.pdf)によれば、「引込線転用スキーム(光回線再利用スキーム)」は、光回線事業者・光コラボレーション事業者間で、利用者が事業者変更を行う場合に必要となる、電柱からの引込線(屋内配線を含む。)の新設・撤去工事を不要とすることで、事業者を乗り換えしやすくすることを目的としており、利用者利便が向上すると説明されている。しかし、利用者が光回線事業者の乗り換えを円滑にするための仕組みである「光回線再利用スキーム」が導入された後も、この仕組みを利用しようとする際、料金の割引やキャッシュバックなどの引き留め活動が行われており、利用者の円滑な乗り換えは実現していない。このため、「光回線再利用」の利用を促進すること、利用者利便の向上を図るため、携帯電話の番号ポータリティで採用されている「MNPワンストップ」(https://www.soumu.go.jp/main_content/001007184.pdf)のような利便性の高い公正な仕組みの導入を提案する。	会社・団体	財務省	「引込線転用スキーム(光回線再利用スキーム)」につきましては、NTT東日本・西日本の加入光ファイバ設備を利用してFTTHアクセスサービスを提供する接続事業者・光コラボ事業者間において、利用者が事業者変更を行う場合に生じる引込線の新設・撤去工事を不要とすることで、事業者変更を円滑に行うことができる環境を整備し利用者利便の向上を図ることを目的としたスキームであり、総務省がオプザバー参加しつつ実施した関係事業者間の協議の結果、2023年の2月に運用が開始されたものです。同スキームを利用する場合、利用者は、現在のサービス提供事業者から承諾番号の払い出しを受け、変更先の事業者と同番号と合わせて申込を行うことで、既存の引込線を再利用することができるとなっておりますが、この手続きの流れにつきましては、関係事業者間の協議において、スキーム実現までに要する期間、接続事業者・加入事業者双方の費用負担等を考慮の上で決定されたものと承知しています。また、提案理由にあるMNPワンストップにつきましては、各社システム間のAPI連携やコスト効率化のより円滑な運用について関係事業者間で検討の結果、2023年5月から運用が開始されているものと承知しています。	なし	その他	提案理由にあるワンストップ化をはじめとする光回線再利用スキームの運用の改善にあたっては、まずは関係事業者間の協議の場等において、各社システム間の連携や対応に要する期間、費用負担のより円滑な運用について必要な検討が行ったことが望まれますが、総務省においても、事業者からのご提案を踏まえて必要に応じて対応を検討しますので、担当の料金サービス課まで情報提供いただければと考えております。	
56	令和7年12月17日	令和8年1月21日	iDeCoの控除証明書を送送停止可能にすること	「電子データは10月下旬より順次配信予定です。ハガキの払込証明書も従来とおり10月下旬に発送いたします。このことですが、控除証明書の送送停止を可能にすることが望ましいです。」	電子申告する場合、捨てるだけのハガキが郵送されてくるのは、経費や作業時間の無駄です。す、資源保護の観点からも好ましくありません。	個人	厚生労働省	iDeCoの業務運営は厚生労働省年金局所管の民間法人である国民年金基金連合会が行っているものです。控除証明書を電子で取得する加入者も含め、全ての加入者へハガキの控除証明書を送付しております。	なし	その他	ご指摘の点も含めて、国民年金基金連合会の効率的な運営のため引き続き、連携をまいります。	
57	令和7年12月17日	令和8年1月21日	「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の自治体が定めた事前避難対象地域の定期的な公表	「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の自治体が定めた事前避難対象地域の定期的な公表 その開示情報には、事前避難対象地域の行政区等により設定される場合であっても、町丁目等の住所情報(郵便番号を含む)を併記することを検討いただきたい。	「保険会社向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-1-7-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」に、事前避難対象地域に対して適時の措置を適切に実施することと定められている。この便宜措置の提供を適時・的確かつ公平に実施するため、保険会社は事前避難対象地域を平時から適切に把握しておく必要がある。 ・事前避難対象地域は、避難指示等を発令する単位(町丁目や学区等)を各自自治体が設定することを基本とするため、かつ今後も更新される見込みのため、保険会社が該当地域を適時・網羅的に把握することは困難と考えられる。 ・また、事業者による事前避難対象地域の確認や従業員等の安全確保については、「南海トラフ地震臨時情報 防災対応ガイドライン」(内閣府 防災担当)、および「防災対応ガイドライン」の第12章第3節(1)(2)、第4章(4)等に記述がある。事業者が事前避難対象地域居住の従業員等を確保することは、従業員による申し出等の方法によっても、上記同様、適時・網羅的な把握に懸念がある。 ・定期的な公表により、保険会社が平時に事前避難対象地域を具体的にかつ正確に把握することを通じて、災害時における金融上の諸措置をより迅速、正確かつ公平に実施することが可能となり、同時に従業員の安全確保への体制が強化されることが期待できる。 ※南海トラフ地震事前避難対象地域に関するアンケート調査結果について(内閣府 防災担当)、令和7年9月19日)、上記「防災ガイドライン」第8章第3節(4)を参照。	一般社団法人 生命保険協会	内閣府	地方公共団体は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してから避難しては、津波の到達までに避難に間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域(以下「住民事前避難対象地域」という。)及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」)を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る災害対策等の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとされております。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画	対応不可	事前避難対象地域を平時から適切に公表することは重要であるため、市町村があらかじめ定めた地域を南海トラフ地震防災対策推進計画に明示し、住民等に対して備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとされております。内閣府において、今後も更新される見込がある時点情報を公表することは、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の対応に混乱を生じさせる可能性があるため困難ですが、市町村において適時・網羅的に公表することを引き続き働きかけてまいります。	

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
63	令和8年1月22日	令和8年2月19日	国家公務員の手当の見直し	国家公務員が異動により自家用車による通勤を余儀なくされた場合、車両購入が必要となることから手当を支給する。	国家公務員の勤務地は全国に存在するところ、勤務地周辺に公共交通機関が存在しない(勤務地から2km以内に駅や停留所が存在しない)ため、自家用車による通勤しかできない勤務地が存在する。この勤務地に異動になった場合、自家用車を持っていなかった場合は新たに購入する必要がある。自家用車の購入費用は全額自己負担となるが、百万円を超える負担が発生する。また、この勤務地から都市部へと再び異動になった際は、駐車場代が高額なため自家用車を手放して異動することもおこなない。したがって、2〜3年の通勤のための自家用車の購入費用が職員の負担となっている。負担軽減のためにも手当を支給すべきではないか。 (職員への異動の通達が遅く、車両の購入が異動日に間に合わず、一時的に他の職員に返送を命じている場合があるが、これも長置すべきである。) 一方、国家公務員には地域手当が支給されている。地域手当は物価等を考慮して都市部の勤務地に勤務していると支給される。家賃を除けば都市部と地方にそこまで物価の差があるか疑問である。前述の通り、地方こそ地域手当を支給する必要があるのではないかと。	個人	人事院	自動車等を使用する者に対する手当としては通勤手当があり、1箇月を支給単位期間とし、自動車等の使用距離の区分に応じて支給されます。 また、国家公務員の地域手当は、地域ごとの民間賃金水準に基づき支給地域及び支給割合が決定されます。	【請手当について】 一般職の職員の給与に関する法律(昭和26年法律第50号)	対応不可	通勤に使用する自動車の購入に係る費用について、給与上措置することは一般的ではないと考えられることから、当該費用について手当を措置して支給することは適切ではないと考えています。なお、自動車等を使用する者の手当については通勤手当で措置しており、民間企業における自動車等を使用する者に対する通勤手当の支給状況を踏まえて支給しているところです。また、地域手当については、その趣旨を踏まえ民間の賃金水準に基づき決定することが適当です。なお、令和7年4月に最新の民間の賃金水準の状況を踏まえ見直しを行いました。	
64	令和8年1月22日	令和8年2月19日	中小企業の補助・認定要件に見直し期間と情報公開を義務化する件	中小企業向け補助金や認定制度において、申請から採択、実行、報告までの期間が長期化し、実態の経営判断に間に合わない事例が多発しています。現行の制度運用を抜本的に見直し、電子申請後の自動処理や即日審査を可能とするシステムを導入し、補助金適正化法および中小企業等経営強化法の運用指針を改正していただきたいと考えます。申請者は進捗を即時に確認できるようにし、行政は申請内容を電子的に統合管理できる環境を整備することを求めます。	現行制度では審査や照会が複雑で、申請から採択まで数か月を要する例も少なくありません。中小企業や個人事業者は限られた人員で事業を継続しており、時間的損失が経営の停滞に直結します。この遅延構造を解消するため、補助金適正化法に基づき電子審査の自動化と進捗開示を制度化し、申請処理を一元化することが望まれます。また、中小企業等経営強化法および産業競争力強化法に基づく認定手続にも、電子申請の即時承認を可能とする仕組みを追加することが効果的です。行政ではクラウド基盤による処理統合を進め、AI判定や電子認証を導入することで、誤審査や重複確認を削減できます。これにより中小企業は迅速に資金を循環させ、生産性向上や雇用維持に活用できるようになります。さらに、このような仕組みが整えば、結果として行政手続に対する信頼が回復し、国民が政策や省令への意見を寄せる機会が増加します。迅速で分かりやすい制度運用は、国民の政治参加意識を高め、行政と市民の双方向の関係を強化する効果を持ちます。単なる業務効率化に留まらず、政府と国民が相互に学び合う仕組みへと進化させることが、持続可能な社会を支える基盤となると考えます。	個人	経済産業省 デジタル庁	経済産業省では、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)等で定める申請手続のうち、申請先が都道府県又は市区町村かつ紙媒体でのみ申請受付を行っているものを除き、電子申請システムによる申請受付が可能となっております。 また、当該システムによる電子申請が可能となっている申請手続については、事業者が申請後、審査段階に付いて、不備通知や承認通知等が事業者に対して実施されます。 加えて、デジタル庁では、事業者向けの補助金申請システムであるJグランツを運用しており、補助金適正化法(昭和30年法律第179号)で定められた手続をベースに、公募から交付、その後の実績報告や支払の手続きまで、全てのプロセスを電子化しています。申請者はマイページより、自身が申請した補助金の申請状況を確認することが可能であり、具体的には、下書き中、申請済み、差し戻し対応中、棄却済み、通知済み、採択通知済み、不採択通知済みの7つのステータスにより状況を確認できます。 審査の方法については、補助金を所管している事務局がJグランツ上あるいはデータをダウンロードし、申請内容について審査を行い、審査結果をJグランツに登録しています。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令・中小企業支援法・中小企業等経営強化法	検討を予定	進捗開示につきましては、電子申請システム及びJグランツにおいて現状でも備わっております。なお、申請の迅速化等にに向けたAIの活用につきましては、段階的なアプローチが必要と認識しており、審査者の支援ツールとしての活用、ルール化可能な要件について1次判定の自動化、本格的な自動審査、といった流れが考えられます。審査時間の短縮による申請者への素早い結果通知及び審査者側の業務負荷軽減を図るためにも、AIの活用について、必要に応じ検討してまいります。	